

# 第 1 5 4 8 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 9 年 3 月 2 3 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 4 5 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

### (議決事項)

- 第 32 号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (総務課・学校企画課)
- 第 33 号 島根県教育庁等職員服務規則の一部改正について (総務課)
- 第 34 号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について (総務課)
- 第 35 号 労務職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)
- 第 36 号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について (学校企画課)
- 第 37 号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について (学校企画課)
- 第 38 号 指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部改正について (学校企画課)
- 第 39 号 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

### (協議事項)

- 第 12 号 学力育成に向けた市町村教育委員会への通知について (教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

### (報告事項)

- 第 103 号 平成 28 年度末市町村立学校の廃止及び平成 29 年度市町村立学校の設置について (学校企画課)
- 第 104 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (教育指導課)
- 第 105 号 島根県青少年芸術文化表彰 (知事表彰) について (社会教育課)
- 第 106 号 島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰) について (社会教育課)
- 第 107 号 平成 28 年度優良少年団体表彰 (教育長表彰) について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第 40 号 平成 29 年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第 13 号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則及び県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)

第 14 号 平成 28 年給与改定における扶養手当の見直しに係る行政職 9 級・8 級相当の取扱について (総務課)

第 15 号 平成 30 年度公立学校教員採用試験募集人数算定の方針等について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 108 号 平成 29 年春の叙勲内示について (総務課・保健体育課)

第 109 号 教育委員会事務局等職員定期人事異動について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題、議決第40号
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
権藤総務課調整監	公開議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、協議第15号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題、議決第40号
佐藤保健体育課長	公開議題、報告第108号
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
釘福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
三浦総務課給与グループリーダー	協議第13号～第14号
渡部総務課企画員	協議第13号～第14号
大石総務課主任	協議第13号～第14号
堀学校企画課企画幹	協議第15号
木原学校企画課企画幹	協議第15号
越野学校企画課企画幹	協議第15号
志波学校企画課企画幹	協議第15号
村上学校企画課企画人事主事	協議第15号
植田教育指導課指導主事	議決第40号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	8件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	3件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	森委員	

(議決事項)

第 32 号 職員の勤務時間に関する規程の一部改正について(総務課・学校企画課)

○松本総務課長 議決第 32 号職員の勤務時間に関する規程の一部改正についてお諮りする。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。まず、1 背景であるが、平成 28 年 10 月の人事委員会報告において、職員の育児・介護と仕事の両立を図るため、早出遅出勤務の導入について検討する必要がある旨の報告があったところである。資料の早出遅出勤務のイメージをご覧ください。早出遅出勤務とは、育児、介護を行う職員から請求があった場合に、一日の勤務時間の長さは変えず、始業時間を繰り上げたり、繰り下げたりすることができる制度である。

次に、2 対応であるが、人事委員会の報告を受け、本県においては、知事部局が平成 29 年 4 月から国に準じた内容での制度導入を予定している。しかしながら、教育委員会における早出遅出勤務制度の導入については、県立学校において多様な校種、職種等を有していること、また、小中学校の服務監督権が市町村教育委員会にあることを踏まえた対応が必要と考えている。そのため、導入検討にあたっては、学校運営への配慮や市町村教育委員会への説明等を行う必要があることから、表に記載したとおり、本庁・教育機関等、県立学校、小中学校の三つのカテゴリに分けて考えることとする。

まず、本庁・教育機関等についてである。本庁・教育機関等は、主として知事部局等他任命権者からの異動者で構成されており、知事部局の制度に準じた内容を導入する必要があるため、知事部局と同様に平成 29 年 4 月から導入したいと考えている。次に、県立学校についてである。学校現場については、制度を十分に理解してもらい、円滑に運用できることが重要と考えている。今後、素案を作成し現場の意見を集約した後、利用しやすい制度としたうえで、2 学期が始まる前の平成 29 年 8 月から導入したいと考えている。また、事務室職員の取扱いは学校運営と一体に考える必要があるため、教育職員と同時期に導入することが適当であると考えている。最後に小中学校についてであるが、小中学校教職員の服務監督権は市町村教育委員会にあり、制度の導入については、市町村教育委員会の判断事項である。そのため、市町村教育委員会に対しては、今後の県立学校の検討状況等について、適宜情報提供を行っていく予定としている。

本庁、教育機関等に導入を検討している制度の概要をご説明する。資料 1 の 2 ページをご覧ください。早出遅出勤務の実施については、知事部局に準じた実施要領を定める予定である。対象となる職員の範囲は資料記載のとおりで、まず育児に関しては、小学校に上がる前の子がいる職員、小学生の子どもがいる職員で放課後デイサービス等の送迎を行う者が対象となる。次に介護に関しては、負傷、疾病又は高齢等に

より、2週間以上の期間にわたり介護をする必要がある者がいる職員が対象となる。また、勤務時間については、本庁等の職員については、基本的に8時30分から17時15分の勤務とされており、これらの職員について、最大前後1時間の始業時間の繰上げ繰下げができるよう4パターンの中から選択させるようにする。このほか、詳細については、資料1の5ページから資料1の12ページに実施要領案を添付している。

次に、3改正する規程であるが、早出遅出勤務を実施するにあたり、職員の勤務時間に関する規程を改正しておく必要がある。資料1の3ページの新旧対照表をご覧いただきたい。第1条は、本庁・教育機関等の通常勤務者に関する勤務時間を定めた規定であるが、ここに第2項を追加し、特別の事由がある場合における職員の勤務時間については、教育長が別に定めることとする。別に定めるものとは、先ほどご紹介した実施要領案のことである。また、第3条は、県立学校のように、特別な形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等を定めた規定であるが、ここに第3項を追加し、特別の事由がある場合における職員の勤務時間について、教育長に協議の上、所属長が別に定めることができることとした。この場合の、別に定めるものについては、今後、現場の意見も聞きながら利用しやすい要領を策定していく予定である。

最後に、4施行期日であるが、本庁、教育機関等の通常勤務者に関して早出遅出勤務を可能とする第1条第2項の規定については平成29年4月1日から施行し、県立学校等の教職員に関して早出遅出勤務を可能とする第3条第3項の規定については平成29年8月1日から施行したいと考える。

○広江委員 早出遅出制度導入は非常によいことだと思う。対象職員について確認したい。実施要領では、任期付き職員を除くとされているが、学校で実施する際には、常勤講師は除くこととなるか。

○松本総務課長 この要領案は、4月1日から施行する本庁等の職員を対象としたものである。県立学校については、8月1日の施行に向けて現場の意見を聞きながら検討する必要があると考えている。

○鴨木教育長 少し補足すると、資料1の3ページに新旧対照表を載せているが、改正前の第1条に基づき、事務局の本庁、教育機関の職員は勤務時間が割り振りされている。一方、県立学校においては、常勤講師も含めて、それぞれの学校の時間割に応じて校長が勤務時間を割り振りしていることから、今回新たに設ける第3条第3項の規定の対象にも常勤講師は含まれることとなる。したがって、校長があえて常勤講師を除外するという定め方をしない限りは、常勤講師にも早出遅出勤務の適用は可能になると認識している。ただし、これは今後、校長が時間割に支障が出ないような勤務体制をとれるかという観点で、総合判断することになると思われる。

―――原案のとおり議決

### 第 33 号 島根県教育庁等職員服務規則の一部改正について（総務課）

○松本総務課長 議決第 33 号島根県教育庁等職員服務規則の一部改正についてお諮りする。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。この規則改正は、火気点検簿の様式変更をお諮りするものである。火気点検簿については、島根県教育庁等職員服務規則で規定されており、知事部局と同様の様式を利用しているが、最終退庁者が執務室の施錠に際し、消火状況等を記載するようになっている。

火気点検簿の様式及び変更点については、資料 2 の 2 ページをご覧ください。消火の徹底を図る趣旨から、改正後の様式にあるとおり、新たに点火時間、点火者、消火時間、消火者などの項目を加えた様式に変更しようとするものである。なお、この火気点検簿の様式改正については、知事部局においても予定されており、施行日は平成 29 年 4 月 1 日を予定している。

――原案のとおり議決

### 第 34 号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について（総務課）

○松本総務課長 議決第 34 号島根県教育庁等組織規則の一部改正についてお諮りする。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。平成 29 年度組織改正に伴い、島根県教育庁等組織規則の一部を改正するものである。改正の概要であるが、平成 29 年度から学校施設等の長寿命化を図るための計画的な修繕を導入するため、教育施設課の内部組織を改組し所掌事務を改正する。

所掌事務には、資料記載のとおり、県立学校及び教育機関の施設の維持管理及び保全に関すること、県立学校及び教育機関の施設の長寿命化に関することを追加する。これまで、県立学校及び教育機関の施設については老朽化によって壊れたら直すといった事後的な修繕で対応してきたところであるが、今後、学校施設等を将来にわたり長く利用するにあたって計画的な修繕を推進していく必要があるため、所掌事務として明記するものである。

なお、教育施設課の内部組織についても、財産管理・助成 G と技術指導 G を、企画助成 G と財産管理・指導 S に改組する。改組後の企画助成 G では、庶務や予算業務などを担当し、財産管理・指導 S において、学校施設等の適正な維持管理の推進や、長寿命化を図るための計画的な修繕業務を担当する。

規則の新旧対照表は、資料 3 の 2 ページに掲載している。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日である。

――原案のとおり議決

### 第 35 号 労務職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○松本総務課長 議決第 35 号労務職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

まず、この規則改正の背景についてご説明する。資料 4 の 1 ページ、1 改正理由の参考として記載している内容をご覧いただきたい。（1）にあるとおり、平成 16 年の地方交付税の大幅減額、いわゆる地財ショックにより一層財政が悪化した島根県は、平成 19 年 10 月に財政健全化基本方針を策定し、平成 29 年度までの概ね 10 年をかけて収支の均衡を図るとしていた。そのため、（2）にあるとおり、給与の減額を行ってきたところだが、今年度末をもって、こうした給与減額がなくても収支が均衡する見込みとなったため、給与の減額措置を廃止することとなった。島根県で働く職員のうち労務職員以外の職員については、任命権者にかかわらず一本の条例で給与の減額を定めていたが、その条例も今年度末で廃止することとなった。しかしながら、労務職員の給与の特例減額については、知事部局も教育委員会も規則で定めていたため、所要の改正が必要となったものである。

2 の労務職員の給与に関する規則の改正の参考をご覧いただきたい。知事部局においては、技能労務職員の給与の特例に関する規則という特別の規則を制定して給与の減額をしていたが、これを廃止する。一方、教育委員会では、労務職員の給与に関する規則の附則の第 4 項に、給与減額に関する規定を置いていたため、この規定を削除することで対応しようとするものである。この規則改正は、平成 29 年 4 月 1 日の施行となる。

――原案のとおり議決

### 第 36 号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 議決第 36 号教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正についてお諮りする。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。まず、改正の必要性であるが、小学校と中学校を連続し一体的なカリキュラムで教育を実践する義務教育学校制度が導入された。この義務教育学校においては、学校運営上においても、子ども達の指導においても、小学校、中学校両方の教員免許を保有することが望まれる。ただ、現実としては、小、中いずれかの免許しか保有していない教員は多いことから、義務教育学校制度の導入に伴い、小、中の免許の併有を促進するため、教育職員免許法施行規則の改正が行われたものである。この教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正を行う必要がある。

これまで、小学校の免許を持つ教員が、新たに中学校の免許を取得する場合には、大学等で 14 単位分の単位を修得する必要があった。これが国の規則改正により、免許を取得しようとする学校種での教職経験年数に応じて、免許取得に必要な単位数から、その教職経験 1 年ごとに 3 単位を減じるものとされた。つまり修得単位の負担が減ることになる。ただし、減じた後の新たな必要単位数は現行必要単位数の 2 分の 1 を限度とするものである。したがって、中学校教員が小学校免許を取得する場合、現行は 12 単位の修得が必要であるが、1 年の経験で 3 単位が減って必要単位は 9 単位となる。2 年の経験があると 6 単位減って必要単位は 6 単位となる。この場合は、6 単位が下限である。県の細則もこの改正にあわせて、新たな規定を追加する必要がある。具体的には、資料 5 の 2 ページをご覧ください。第 28 条の 2 を新設する。教職経験年数に応じ修得単位の軽減の適用を受ける場合に、修得が必要な科目と単位数を規定している。この改正の効果としては、大学での単位修得に要する期間と経費が最大で半分となる。施行日は、平成 29 年 4 月 1 日である。

○広江委員 免許を取得しようとする学校種の教職経験は、どのようにして積むことができるか。

○高橋学校企画課長 例としては、既に義務教育学校を設置した都道府県では、義務教育学校の中において、中学校のみの免許を持っている教員が小学校の授業を持つ場合等が該当する。これは専科担任制度といい、例えば中学校数学の免許を保有していれば、小学校の算数の授業を行うことができるものである。逆に、小学校免許保有者が中学校免許を取得したい場合には、免許がないため授業を行うことはできない。この場合には、臨時免許、併せて特別非常勤講師としての発令をするなどといった形で、経験を積むこととなる。したがって、島根県内では、まだ義務教育学校は設置されておらず、中学校のみの免許保有者を、経験を積むためだけに小学校へ配置することは現実的には難しい。将来的に、島根県内で義務教育学校が設立された場合に、この軽減措置の利用が促進されると考えられる。

――原案のとおり議決

### 第 37 号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について（学校企画課）

○津森県立学校改革推進室長 議決第 37 号島根県立高等学校通信教育規程の一部改正についてお諮りする。

資料 6 の 1 ページをご覧ください。1 の改正事由であるが、現在、宍道・浜田両校通信制課程の生徒受入態勢は、4 月の新入学、編入、転入学と、それに加えて 6 月の転入学と、基本的には年度当初のみであり、年度中途の受入れは行っていない。そこで、不登校の生徒や中途退学者の学び直しの機会を拡充するため、現行の 6 月転入学を廃止し、10 月からの後期転編入学を導入する。

また、単位認定は現在 1 年の通年で行っているが、教育課程を改訂し、ほとんどの科目について半期ごとに履修し単位認定できるよう改める。卒業に必要な単位数を満たせば、9 月卒業が可能となる。

実施時期は、浜田高校は平成 29 年度から、宍道高校は平成 30 年度からとし、制度変更併せて規程の一部を改正する。

次に、2 改正内容であるが、（1）9 月卒業を可能とするため、卒業の時期を 3 月と規定している第 33 条第 3 項に下線部のただし書きを加える。次に（2）受講料納付時期については、就学支援金に関する事務処理期間を考慮し、4 月に入学または転編入学した場合は、当該年度の 8 月 1 日から同月 26 日までの間とし、その他の場合は、転編入学した日の属する月の翌々月の 1 日から 26 日までの間とする。改正条文は、資料 6 の 2 ページのとおりである。施行日は、本年 4 月 1 日である。

○藤田委員 浜田高校と宍道高校の実施時期が異なる理由は何か。

○津森県立学校改革推進室長 宍道高校の今年度の入学者数は 174 名、浜田高校は 33 名と、学校規模に差があるため、準備の都合上、宍道高校は実施時期を 1 年遅らせた。

○鴨木教育長 通信教育課程を履修する生徒にとっては、10 月の転入編入や、半期ごとに単位認定することにより 9 月卒業が可能になることは、大きなメリットがあると考えられる。ただ、実際にこれを実施する際には、学校現場の教職員には従来以上に様々な負担が生じる。そのため、事務局と学校の間で協議調整を進めてきたところであるが、まずは規模の小さい浜田高校通信制課程において新制度を導入し、そこでの経験を踏まえて、宍道高校においては 30 年度からより円滑な形で実施したいと考えている。

――原案のとおり議決

### 第 38 号 指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 議決第 38 号指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料 7 の 1 ページをご覧ください。改正理由だが、教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会規則の一部改正を行うものである。

教育公務員特例法の具体的な改正内容については、資料 7 の 3 ページをご覧ください。下段が現行、上段が改正案である。第 25 条が削除されたことにより、指導が不適切である教員に対する研修に関する規定の第 25 条の 2 が第 25 条、第 25 条の 3 が第 25 条の 2 となった。教育委員会規則でこの条項を引用している箇所があったため、改正を要するものである。内容に変更はない。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日である。

―――原案のとおり議決

### 第 39 号 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 議決第 39 号市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料 8 の 1 ページをご覧ください。児童福祉法の改正に伴い、教育委員会規則の一部改正を行うものである。

改正の内容であるが、これまで「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と表現としていたものを、「養子縁組里親」という言葉に改めたものである。法令上の字句修正に伴う改正であり、内容に変更はない。

具体的には、資料 8 の 2 ページに教育委員会規則の新旧対照表、資料 8 の 3 ページに児童福祉法の新旧対照表を載せている。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日である。

なお、今回お諮りしたのは市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則であるが、県立学校の教職員については、人事委員会規則の職員の勤務時間に関する規則で規定されており、既に 3 月 14 日の人事委員会会議で議決されたと聞いている。

―――原案のとおり議決

(協議事項)

第 12 号 学力育成に向けた市町村教育委員会への通知について (教育指導課)

○春日参事 協議第 12 号学力育成に向けた市町村教育委員会への通知についてご協議する。

学力の育成については、これまでも小中学校において積極的に取り組んでいただいているところである。新年度を控え、より一層、各学校が学力育成の取組を推進されるよう、まずは学校と県教育委員会、市町村教育委員会とが、学力観についての基本認識を共有し、島根の子ども達に身につけさせたい力を改めて明らかにすることが大切であると考え。あわせて、各学校で、全国学力・学習状況調査や県学力調査を活用して P D C A サイクルをより良く回していくことや、全国学力・学習状況調査の本来の趣旨、目的に基づいたチーム学校としての組織的な取組が進むよう県の考え方を伝えるため、資料 9 の 3 ページ「今、学校にご理解いただきたいこと」をまとめた。内容は、1. 島根の子どもたちに身につけさせたい力とは何か、2. 学力調査を活用して P D C A を回そう、3. 学力調査の本来の趣旨・目的に立ち戻ろうの 3 本立てで構成している。

まず、県としての学力観の考え方を載せている。島根の子どもたちに身につけさせたい力といった学力観を、学校、県教育委員会、市町村教育委員会が共有した上で、それぞれの学校において自信をもってぶれることなく日々の教育活動を実践してもらうことが大切であると考えている。島根の子どもたちに身につけてもらいたい力とは、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、すなわち主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、答えのない課題に粘り強く向かっていく力のことであると考える。具体的には、論理的思考力、コミュニケーション力や感性、情緒といった、生きる力を構成する重要な力を、身につけてもらいたいと考えている。このような力をつけていくため、教職員で学力観を共有し、チーム学校として、授業の質の向上、家庭学習の充実に重点を置いて取り組んでいただきたいと考える。

資料 9 の 4 ページをご覧ください。自校の取組を評価改善し、より良い取組とするため、全国学力・学習状況調査や県学力調査を活用して P D C A サイクルを回していくこと、自校採点についての見解を示している。全国学力・学習状況調査の問題は、身につけておかなければその後の学習に影響をおよぼす知識、技能や、活用力を見る質の高い問題であるため、平素の授業や家庭学習の素材として活用していただきたい。良問であることから、いち早く自校採点し、授業改善や個別指導の充実に生かしていくことを推奨する。ただし、今年度行ったアンケート結果では自校採点に負担を感じる学校もあるため、具体的な方法については、十分に学校の実情等を考慮して、学校で主体的に判断し取り組んでいただきたいと考える。また、適切な学力調査の活用の仕方については 2 月 21 日にも通知しているところであるが、数値データの上昇の

みを目的としたいわゆる直前対策と受けとられる取組とならないようにしていただきたいと考える。

全国調査の本来の趣旨、目的を、学校だけではなく、市町村教育委員会にも理解していただいた上で、島根の子どもたちに本物の生きる力を育むためチーム学校としての組織的な取組がなされるようなメッセージを送りたい。周知の仕方としては、本日の協議結果を受けて通知文案を修正した上で、本日付で市町村教育委員会へ通知し、学校へ周知していきたいと考えている。あわせて、教育指導課のホームページにも掲載する。さらに、4月中旬の各市町村教育委員会学力育成実務担当者会や4月27日の市町村教育長会議、5月に実施する小中学校長を対象にした教育施策説明会でも説明し、理解を求めていきたいと考えている。

○鴨木教育長 通知文書は、事務局の判断で発出できるものであるが、内容に重要な論点を含んでいるため、この場で協議をお願いし通知内容に反映させたいと考える。

○森委員 自校採点についてお聞きしたい。アンケート結果によると、自校採点に負担を感じている学校が多くあるとのことであった。通知案には、「各市町村教育委員会の方針のもと、各学校の実情や負担等を考慮した自主的な判断により取り組んでいきたい」と記載されている。市町村教育委員会の方針ももちろんあるかと思うが、教員の多忙化が指摘されているところでもあるため、できるだけ負担とならない対応方法等について、県教育委員会から助言ができないか。

○春日参事 アンケート結果を見ると、記述式問題の採点や、どのような間違い方をしているかを類型化する解答類型、市町村教委への提出時期が早いこと等に学校現場では負担を感じている。このことは、学力育成実務担当者会議の際にも話し合いを行った。解答類型については、県教委としては、ここまでしなくてもよいのではないかということも伝えたが、きちんと見ていきたいという学校、市町村教委もあった。そのため、県教委では解答類型の分類に役立つツールの提供を行っているところである。市町村教委へは、学校現場に負担がかからないよう働きかけを行うことや、学校とよく話し合い共通理解のもとで進めていただくようお願いしていく。

○森委員 そのようにしていただくと、学校現場の負担感も少なくなるのではないかと考える。

○浦野委員 自校採点についてであるが、受けたテストがすぐに採点されて、間違った問題についてすぐに指導を受けることは、子ども達にとっては非常に有益なことである。解答類型などの煩雑なことはさておき、子ども達に結果を早く返すという点は大切に考えていただきたい。また、過去の問題について、学校では何年分を保管し子ども達に提示しているのかお聞きしたい。それが、全校で統一されているのか、それとも各学校により異なるものなのかもあわせてお聞きしたい。

○春日参事 過去の問題は、国立教育政策研究所のホームページで公開されているため、いつでも調べることができる。その具体的な活用方法は、学校によって異なる。

- 鴨木教育長 ホームページには、加工できるファイル形式で公開されているか。
- 春日参事 加工できないファイル形式である。
- 鴨木教育長 そうであると、例えば4年生部分に係る問題のみを抜き出して、それを加工して利用しようとする、自分で入力し直す必要があるということになる。学校で過去の問題を利用する場合には、そのような対応をしているということか。
- 春日参事 そうである。
- 出雲委員 小学校から中学校への連携に関することも記載があるとよいのではないか。小学校で行われている学力調査を活用した指導が、中学校へ進学した後も継続されるとよいと考える。
- 鴨木教育長 今のご意見は、全国学力調査の結果をどのように接続していくかという意味合いと、全国学力調査に限らず中学校への進学時において、それぞれの一人一人の課題やつまずきについてどのように連携していくのかという二つの意味合いを含んだご意見と受け止めた。
- 春日参事 文部科学省からは、小学校6年生時に受けた全国学力調査の個人の結果を進学先の中学校へ情報提供することについて、個人情報取扱には十分配慮した上で、設置者の判断により行えると通知が出ている。まだ、実際の動きはないが、今後そういった指導についても考えていきたい。小学校でつまずいた問題をどのように学習しているかということについては、中学校では把握していないのが実態である。
- 鴨木教育長 全国調査の個人別の調査結果は、個人情報保護法の観点からいうと、小学校から中学校へ伝達することはできないのではないかとと思われる。文部科学省からの通知の内容について、よく確認する必要がある。一方で、一人一人のつまずきへの対処方法に関する教員間の連携は、大きな意味ではかっていく必要があると思われる。
- 出雲委員 個人データの連携という意味ではなく、つまずきのみられた問題等の情報が小学校、中学校の間で連携されるとよいのではないかと考えている。
- 森委員 小中一貫校においても、小学校から中学校に個人データの伝達はできないということか。
- 鴨木教育長 義務教育学校は島根県内にはないが、制度上、義務教育学校の設置は可能である。その場合、学校そのものが一体化しているため、学校の中で必要性に応じて教員が情報を共有することは可能であると思われる。一方、学校設置者と学校は別の主体とみられるため、小学校と中学校が別々の学校である場合には、個人情報保護の観点から法律上、条令上の制約がある可能性がある。
- 藤田委員 小学校に対しては、6年生の調査問題は1年生から5年生の学習体制の集大成であり他の学年の学習素材としても使用できる等、活用方法が示されている。中学校は専門分野の教科となるということもあるかと思うが、中学校に対しても何等かのメッセージがあった方がよいのではないか。

○春日参事 中学校においては教科担任制をとっているが、つまずきを解決するためには、一つの教科だけではなく、他の教科で学んだ力も必要とすることを、まず学校現場において理解いただく必要があると考える。今回の通知には、委員がおっしゃるように、中学校に対してのメッセージがなかったのも、そういう点が弱かったかと思う。組織をあげてチーム学校として取り組んでほしいという願いはあるが、少し伝わりにくかったところであるので、表現方法を検討したい。

○藤田委員 中学校に対して学校全体で取り組んでほしいという趣旨のメッセージも入っていると、市町村教育委員会へ通知した際にも、小中学校に向けたものであるということを強く訴えることができるのではないかと考える。

○広江委員 新学年が始まる前のこの時期に、子ども達に身につけてもらいたい力、学力調査の活用方法、学力調査の本来の趣旨を、非常にわかりやすい文章で通知されることは、タイムリーであり、大きな意義を持つと考える。

その上で、感想を二つ述べさせていただく。一つは、子どもたちに身につけさせたい力に関してである。例えば、資料9の3ページの下方に、「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、答えのない課題に粘り強く向かっていく力」とある。課題解決の力、論理的に考える思考力が、次期学習指導要領に掲げられている主体的、対話的で深い学びと合致するところだと考える。ただ、一般に言われるアクティブラーニングが実際に機能していく中では、島根県で言う「学ぶ力」「学んだ力」の「学んだ力」が非常に大切である。それが無い場合には、空回りになりかねないので、基礎基本を徹底していくこと、基礎基本はそれを目的に勉強しているわけではないが備わっていないと議論に加われないということも含めて、説明会時には話していただきたい。

もう1点は、自校採点についてである。自校採点は、自校の良い点悪い点を理解するためには、非常に重要なことである。しかし、自校採点時には、他と比べて良い結果なのか悪い結果なのかがわからないため、学校のモチベーションが上がらない。例えば、この問題の正答率は約6割であったというような島根県全体の状況がわかると、自校の結果を県全体の結果と比較することができる。来年度すぐにはではないので、将来に向かってそういった点についても研究していただきたい。

○鴨木教育長 広江委員のご指摘の後段部分について具現化しようとする、自校採点結果を全県で集約することが必要となる。

○広江委員 統計的にどのくらいの人数の情報を集めなければならないのかはわからないが、出席番号の1が末尾につくものだけを集めて速報を出している県もあると聞く。

○春日参事 自校採点を行う2年前、市町村教育委員会教育長が出席する会議において、自校採点結果を集約するかという質問があった。その際に、集約することに賛成の市町村教育委員会は少なかったように記憶している。もし実際に行うこととなれば、

市町村教育委員会、学校現場に理解をいただく必要がある。

○広江委員 もちろんそうであると考え。学力育成会議の場であったかと思うが、どこかの市町村教委教育長から、自校採点を行っても平均点等がわからないので、なかなかモチベーションがあがらないという話もあった。また、ご検討いただきたい。

○鴨木教育長 自校採点を行うこと自体には意義があり、県教委としては推奨する立場に立っている。自校採点を行うことで全国調査を出発点にしたPDCAが回ることになるが、一方で新学期が始まった早々の教員にとって忙しい時期、あるいは学級集団づくりや各教科のスタートという意味では子どもにとっても非常に重要な時期に、自校採点に労力をかけすぎるとは、全体として負の側面も持つのではないかという点にも配慮をして、具体的な方法はそれぞれの学校の実情、負担感に応じて主体的に判断していただきたいとしている。

その中で、自校採点結果をサンプル的に集約し、早い時期に学校に対して提供することが可能かどうかは、検討が必要である。4月中旬に、各市町村教育委員会の学力育成担当者を集めた実務者会議を開催する予定であるため、そういった場を通じてこの件については市町村教委と相談をしながら方向性を考えていきたいと考える。

資料9の3ページから9の6ページの内容については、大きな意味での小学校と中学校の接続の問題、また特に課題とされている中学校におけるチーム学校としての組織的な取組を喚起する表現を加筆してはどうかというご意見があったかと思う。その点については、事務局で表現を検討した上で、発出したいと考える。

――資料に基づき協議

#### (報告事項)

#### 第103号 平成28年度末市町村立学校の廃止及び平成29年度市町村立学校の設置について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第103号平成28年度末市町村立学校の廃止及び平成29年度市町村立学校の設置についてご報告する。

市町村立学校の設置廃止については、学校設置者である市町村教委の責任と権限において行われるものである。市町村教委は、県教委へ届出を行う義務があるため、その届出があったものについて、毎年3月の教育委員会会議でご報告している。

資料10の1ページをご覧いただきたい。平成28年度末に廃止する学校は2校であり、平成29年度に設置する学校はなく、平成29年度に名称変更する学校は1校である。それぞれについてご説明する。資料10の2ページをご覧いただきたい。出雲市立

田儀小学校は、今年度末で廃止され出雲市立岐久小学校に統合される。出雲市立岐久小学校は、出雲市立多伎小学校に名称を変更する。益田市立道川小学校は、益田市立匹見小学校に統合される。

廃止期日は平成 29 年 3 月 31 日、名称変更の期日は平成 29 年 4 月 1 日である。

出雲市の学校については 3 月 15 日の出雲市議会で、益田市立道川小学校については 2 月 28 日の益田市議会で、それぞれ議決済みと聞いている。

――原案のとおり了承

#### 第 104 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○春日参事 報告第 104 号平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果についてご報告する。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。前回の教育委員会会議で、一般選抜の学力検査の受検者数までご報告したところである。本日は、3 月 14 日に実施した一般選抜の合格発表の状況、また、本日実施した第 2 次募集合格発表の状況をご説明する。

まず、一般選抜の学力検査の合格発表の状況についてだが、全日制は 4,011 人が受検し 3,876 人が合格した。定時制は 121 人が受検し 111 人が合格した。3 月 14 日に推薦選抜等の合格内定者も含めた 4,908 人に合格通知を行ったところである。

一般選抜を終え、すべての学科の入学定員を満了した学校は、松江商業高校、平田高校、出雲商業高校、出雲農林高校の 4 校であった。定員を満了しなかった 35 校 55 学科で第 2 次募集を行い、14 校 21 学科に 43 人の出願があった。試験は 21 日に実施し、受検者数は全日制で 21 人、定時制では 3 名の欠席があったため 19 人で、合計 40 人であった。合格者数は、全日制 18 人、定時制 10 人であった。

次に、入学者選抜の最終状況である。全日制は入学定員 5,310 人に対して合格者は 4,815 人、定員充足率は、昨年度より 0.01 下回り 0.91 であった。定時制は入学定員 360 人に対して合格者は 121 人であった。全日制、定時制を合計すると、入学定員 5,670 人に対して、合格者数は 4,936 人、定員充足率は 0.87 であった。各学校ごとの状況については、資料 11 の 3 ページに記載している。

次に、制度変更にかかる状況についてご説明する。志願変更については、他の学校へ志願変更した者が 45 人、同一校において他の学科に志願変更した者は 19 人、合計 64 人であった。これは、出願者の約 1.5%にあたる。通学区外からの合格者の上限を定員の 5%から 20%に変更した松江北高、松江南高、松江東高では、昨年度よりも通

学区外からの合格者が増加した。

次に、今後の予定である。通信制課程については、これから試験が行われる。出願締切は3月28日、試験日は宍道高校は4月7日、浜田高校は4月10日、11日である。全日制、定時制の入学選抜の日程は終了したため、明日以降、今年度の入学選抜について学校現場から意見を聴き、総括する予定である。志願変更制度や、学力検査欠席者の分析、一般選抜で不合格となった生徒の動向等、学校現場から聞き取りしないとわからない情報もあるため、県中学校長会の協力を得ながら、把握していきたいと考える。4月には、各中学校および高校の担当者から直接意見を聴く機会を持つ予定である。一方、今年度から1教科50点に変更した一般選抜の学力検査の結果についても分析を進めていく。今年度の入学選抜の全体状況について4月の教育委員会会議でご報告する予定である。

○鴨木教育長 今後、中学校長会との連携による状況把握、中学校および高等学校担当者から意見聴取を行う予定である。一般選抜の欠席者の動向や、一般選抜不合格者のうち第2次募集に出願しなかった者の動向等が論点になると思われる。場合によっては、私立高校への入学状況についても把握が必要になると思われるが、可能であるか。

○春日参事 中学校長会へ協力をお願いしたいと考える。

○藤田委員 第2次募集で不合格となった生徒等の実態把握をきちんと行っていただきたい。

○鴨木教育長 宍道高校および浜田高校の通信課程の試験は、これから実施するため、今の時点で進学が決まっていない生徒も通信課程を受検するチャンスはあることになる。なお、通信課程のスクーリング会場は県内各地に配慮して設定しているため、隠岐地域も通信課程を履修できる。

○広江委員 第2次募集に出願する際は、同一校であれば複数の学科に希望を出すことができるか。また、第2次募集の募集人員は、一般選抜の合格者から算出されたものか、もしくは合格者に入学意思を確認した上で算出されているか。

○春日参事 複数学科の希望は可能である。募集人員は、一般選抜の合格者数で算出している。

―――原案のとおり了承

#### 第105号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第105号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について

ご報告する。

資料 12 の 1 ページをご覧ください。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上に対する功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年を表彰するものである。毎年度 2 回実施している。今年度の第 1 回目は昨年 12 月 21 日に行っており、今回は 2 回目となる。

表彰の対象は、表彰要綱で指定された全国規模の大会およびこれに準ずると認められる大会、つまり、その分野で最も権威のあると認められる大会において、最優秀賞またはそれに次ぐ賞を受賞された方である。

資料 12 の 2 ページをご覧ください。今回の受賞者は、島根県立石見養護学校高等部 2 年大国梨乃さんである。大会名・成績は、第 23 回全国特別支援学校文化祭書道部門で、りそな銀行賞を受賞した。本選の全国大会へは 68 点が出展されたが、その中で第 1 位相当の賞を獲得したものである。今月 29 日に知事室で表彰式を行う予定である。

ちなみに、大国梨乃さんは、昨年 10 月中旬に行われた第 16 回全国障がい者スポーツ大会の水泳の 25m 背泳ぎ部門で金メダル、50m 自由形で銅メダルを受賞している。

――原案のとおり了承

#### 第 106 号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 106 号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）についてご報告する。

資料 13 の 1 ページをご覧ください。表彰の趣旨は、学術・文化活動において優秀な成果をおさめた児童生徒を顕彰するもので、この表彰も毎年度 2 回実施しており、今回は平成 28 年度の 2 回目である。

対象は、実施要項で指定された全国規模の大会およびそれに準ずると認められる大会で、入賞以上と認められる賞を受賞したものとしている。ただし、先ほどの知事表彰の該当者は除くことにしている。

資料 13 の 2 ページをご覧ください。今回は、1 団体と 30 個人の方の顕彰を行った。本年度の後半にあった大会を中心に顕彰するものであり、一番人数が多いのが第 76 回全国教育美術展である。一覧表をご覧くださいと、第一回目と比べて、小学生が多いのが特徴である。

――原案のとおり了承

## 第 107 号 平成 28 年度優良少年団体表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 107 号平成 28 年度優良少年団体表彰（教育長表彰）についてご報告する。

資料 14 ページをご覧ください。表彰の趣旨は、県内少年団のうち定期的、継続的な活動が他の模範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している団体を表彰するものである。市町村の教育委員会や各種団体の県組織から推薦を受け、教育次長を審査委員長とする審査会を 12 月 20 日に実施し決定した。今回は 3 団体を表彰している。表彰の内容については、後で資料をご覧ください。

表彰式の後に、受賞者と教育長等と懇談を行ったので、その中から印象に残った話を紹介させていただく。

まず、大田市少年少女合唱団は、市内の小中学校に合唱部・クラブがなかったために、歌うことが好きな生徒児童を集めて結成した合唱団であり、本年度で 20 周年目を迎える記念の年の表彰となった。表彰式後の懇談では、大田二中の 5 名の 1 年生は、全員が部活は吹奏楽で、合唱団活動にも参加していると話してくれた。

次に、浜田海洋少年団は、県内で唯一の海洋少年団であり、昭和 40 年設立の伝統と歴史をもつ団体である。この少年団は歴史が長いこともあり、今回で 4 回目の表彰となるが、海の環境美化活動など、時代の要請に応じて活動の幅も広げながら今後も活動を続けていきたいとのことである。懇談では、小学 6 年生の二人は中学に進学し中級 1 級に昇格すること、ロープワーク等は周囲の友だちが知らないので、広めていきたいと、自信を見せながら話してくれた。

松江東高等学校 JRC 部は、参加した高校 2 年生の生徒が島根町出身ということもあり、地域との連携、特に高齢者福祉等に注目した活動に関心があるとのことであった。懇談では学園祭の時にかき氷の販売で 8 万円の売り上げを上げ、日赤を通じて被災地等へ義援金として寄付をしたと募金活動の取組を話してくれた。

懇談を通じて、子ども達が自分で考えて自分の意見を言うという機会が、よい体験学習になったのではないかと考える。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第 40 号 平成 29 年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について  
(教育指導課・特別支援教育課)

―――原案のとおり議決

(協議事項)

第 13 号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則及び県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)

―――資料に基づき協議

第 14 号 平成 28 年給与改定における扶養手当の見直しに係る行政職 9 級・8 級相当の取扱について (総務課)

―――資料に基づき協議

第 15 号 平成 30 年度公立学校教員採用試験募集人数算定の方針等について (学校企画課)

―――資料に基づき協議

(報告事項)

第 108 号 平成 29 年春の叙勲内示について (総務課・保健体育課)

―――原案のとおり了承

第 109 号 教育委員会事務局等職員定期人事異動について（総務課）

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時45分